

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）
事業者（学校法人など）

法的義務

【例1】受付の対応を拒否

【例2】介助者なしの入店を拒否



合理的配慮の提供

国・地方公共団体等（国公立学校など）

法的義務

事業者（学校法人など）

努力義務

【例1】携帯スロープで補助

【例2】手話通訳・要約筆記を実施
障害者に前列の席を確保



具体的
対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2)
 - 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
 - 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

III. 今後の主な課題

施行3年後の見直し

● 見直しに向けた課題整理が必要

認知度向上

● 実効性確保に向けた更なる理解促進が必要

<第1 趣旨>

「基本方針」に即して、文部科学省が所管する分野における事業者（私立の学校、社会教育施設、文化・スポーツ施設等）が適切に対応するために必要な事項を定めるもの。

<第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方>

（1）不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、権利利益を侵害すること。

【不当な差別的取扱いに当たり得る具体例】

○学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと

【不当な差別的取扱いに当たらない具体例】

○障害のある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること

(2) 合理的配慮

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

※介助者や支援員等の人的支援に関しては、障害者本人と介助者等の人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましい。また、支援機器の活用により、障害者と関係事業者双方の負担が軽減されることも多くあることから、支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましい。

【合理的配慮に当たり得る配慮の具体例】

- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること
- 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること
- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること

<第3・4 関係事業者における相談体制の整備及び研修・啓発>

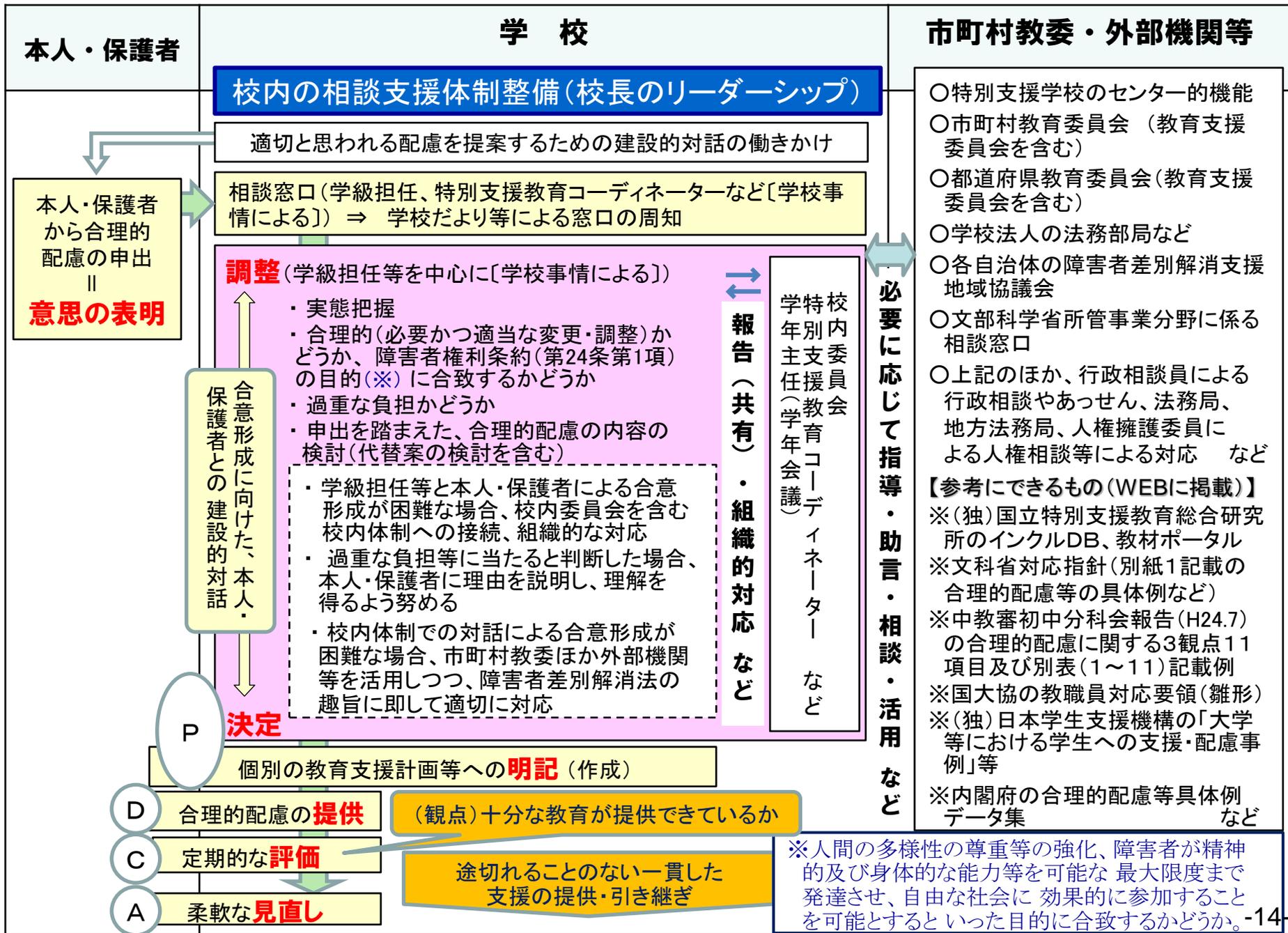
- 既存の一般の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を整備することが重要。
- ホームページ等を活用し周知することや、相談時の配慮として、電話、ファックス、電子メール、筆談、読み上げ、手話など、多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意して対応することが望ましい。
- 障害者等の相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及・障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 学校教育分野においては、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が幼児、児童、生徒及び学生に大きく影響することに十分留意し、児童生徒等の発達段階に応じた支援方法、外部からは気付きにくいこともある難病等をはじめとした病弱（身体虚弱を含む。）、発達障害、高次脳機能障害等の理解、児童生徒等の間で不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応方法等も含め、研修・啓発を行うことが望ましい。

<別紙2 分野別の留意点>

- 特に学校教育分野は、既に権利条約等への対応のための取組が進められており、既存の有識者会議等による報告書に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応する。
- 相談体制の整備においては、校長・学長がリーダーシップを発揮するとともに、学校と本人のみでは合意が困難な場合は、設置者である学校法人が適切に対応する。
- スポーツ分野・文化芸術分野について、スポーツ基本法・文化芸術振興基本法等に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、適切に対応することが重要。

各学校における合理的配慮の提供のプロセス（対応指針等を基にした参考例）

意思の表明 ↓ 調整 ↓ 決定・提供 ↓ 評価 ↓ 見直しのプロセス



「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(インクルDB)の内容(URL:<http://inclusive.nise.go.jp/>)

○インクルーシブ教育システム構築を理解するためのコンテンツ

インクルーシブ教育システムに関連する法令・施策や関係用語の解説などの基礎的情報やQ&Aの掲載などのコンテンツを整備することで、特別支援教育の関係者に向けた理解啓発や具体的な教育的支援に関する取組に資する情報を提供することを目的としています。

1. インクルーシブ教育システムについての基礎的情報

- (1) 障害者の権利に関する条約への対応(これまでの経緯)
- (2) 関連法令・施策
- (3) 関係用語の解説

2. インクルーシブ教育システム構築に関するQ&A

- (1) 基本的な考え方
- (2) 学校・地方公共団体向け
- (3) 保護者向け

3. その他

- (1) 障害のある子供の就学に関する手続
- (2) 早期からの教育相談・支援体制構築事業 成果報告書(概要)
- (3) インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果
- (4) 障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報
- (5) 諸外国における障害のある子供の教育に関する情報
- (6) 文部科学省による実施事業の情報

4. 「合理的配慮」実践事例データベース

各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行うモデル事業(実施主体:文部科学省)等で得られた事例について、データベース化を行い、提供しています。

DBの活用場面

入学、進学、転学・
転籍、実際の学習
場面 など



○フリーワードによる全文検索から出力

例: 通常の学級 補聴器 騒音

○検索項目から出力

- | | |
|--------------------|--------------------|
| I. 対象児童生徒等の障害種 | V. 基礎的環境整備の観点 |
| II. 対象児童生徒等の障害の程度 | VI. 合理的配慮の観点 |
| III. 対象児童生徒等の在籍状況等 | VII. 検索キーワード(自由記述) |
| IV. 対象児童生徒等の学年 | |

検索

実践事例
A

実践事例
B

実践事例
C



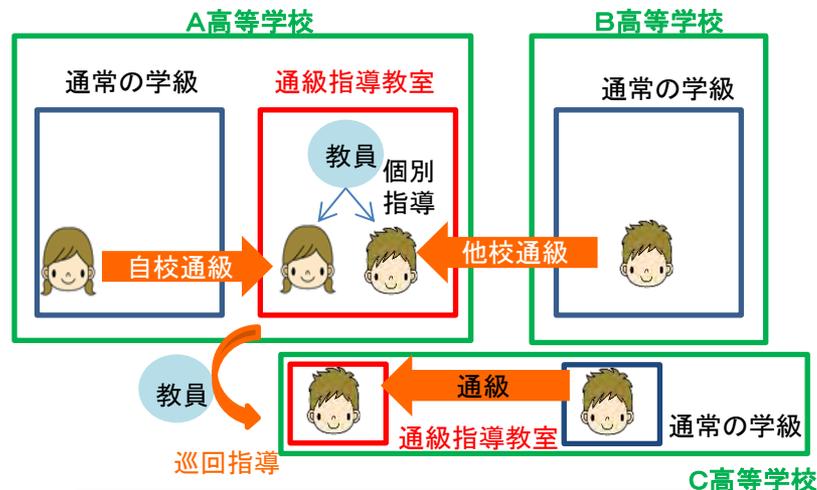
高等学校における通級による指導の制度化の概要

小・中学校等においては、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」が制度化されているが、高等学校段階においても同様の指導を行うことができるニーズが高まっているところ。本制度改正はこうしたニーズに対応するものである。

●通級による指導等を受けている児童生徒数

	平成5年度	平成27年度
小学校	11,963人	80,768人
中学校	296人	9,502人

●通級による指導の実施形態



●加える場合の例 (授業時数が増加する)

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・ 科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	----------

●替える場合の例 (授業時数が増加しない)

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-------------------	-------------------------	----------

授業時数
が増加

※障害に応じた特別の指導: 年間7単位まで

省令等の改正

〔公布: 平成28年12月9日、
施行: 平成30年4月1日〕

①省令 (学校教育法施行規則) の改正

- ・ **高等学校**で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者 (※1) を教育する場合、**特別の教育課程**によることができる

(※1) 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱 (小・中学校と同様)

②告示の改正

- ・ 障害に応じた特別の指導を **高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える**ことができる

- ・ 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間7単位** (※2) を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる

(※2) 中学校の時数と同程度

- ・ 小・中学校も含めた障害に応じた特別の指導の内容に係る規定の**趣旨を明確化** (※3)

(※3) 従来は「障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む」と定められていたところ、**障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服**という本来の目的に照らし、**障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる趣旨**であることを明確化

高等学校等における障害に応じた特別の指導（通級による指導）の制度化及びそれに伴う定数改善

通級による指導の制度化【省令等の改正 公布：H28.12.9 施行：H30.4.1】

- ◆ 障害者権利条約等の理念も踏まえ、高等学校において適切に特別支援教育を実施することが求められている。
- ◆ また、中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加（H5：296人→H28:10,383人（35倍））
- ◆ 以上のような状況を踏まえ、省令等の改正を行い、平成30年度から、高等学校における通級による指導が可能となった。

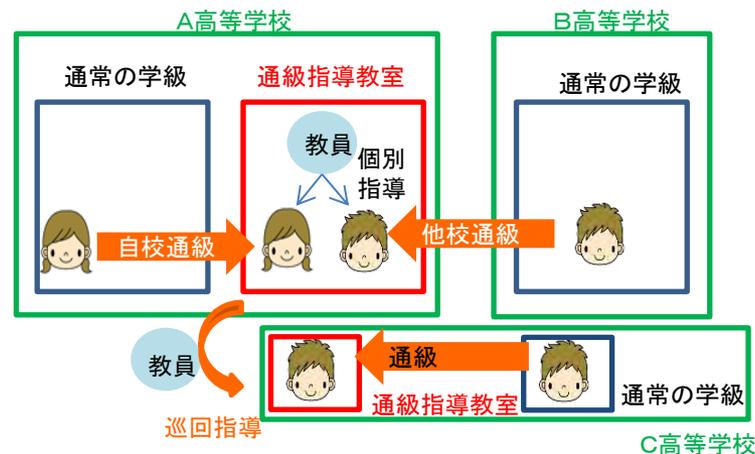
①省令（学校教育法施行規則）の改正

- ・ **高等学校で**障害に応じた特別の指導を行う必要がある者（※1）を教育する場合、**特別の教育課程**によることができる
（※1）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱（小・中学校と同様）

②告示の改正

- ・ 障害に応じた特別の指導を**高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える**ことができる
- ・ 障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間7単位**（※2）を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる
（※2）中学校の時数と同程度

●通級による指導の実施形態



●加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・ 科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	----------

●替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (3単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
-------------------------------	------------------------	-------------------	-------------------------	----------

※障害に応じた特別の指導：年間7単位まで

定数改善の内容

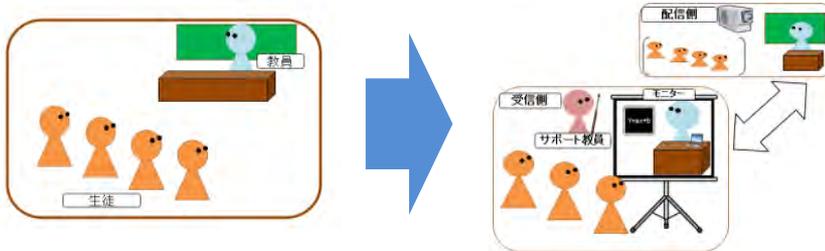
- ◆ 教職員定数については、平成30年3月に高校標準法施行令を改正し、**公立高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための加配定数措置を可能とした（平成30年度：113人分の経費を地方財政措置）。**

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化

平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化。

- ① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化 **【全ての高等学校・特別支援学校高等部】**
多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(メディアを利用して行う授業)を、授業の形態の一つとして、学校教育法施行規則に位置づけ
- ② オンデマンド型教育の特例の創設 **【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】**
文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、療養中等のために通学し教育を受けることが困難な生徒に対し、特別な教育課程の編成を可能とし、オンデマンド型(一方向・非同期型)の授業も実施できることとする特例制度を創設
- ③ 訪問教育における遠隔教育の導入 **【特別支援学校高等部のみ】**
療養中及び訪問教育の対象である生徒にする「通信により行う教育」の手法として、従来の添削指導及び面接指導に加え、メディア授業(同時双方向型)及びオンデマンド型の授業を新たに追加

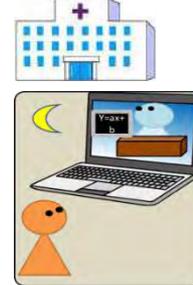
① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化



※全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則認められていなかった

- 74単位のうち、36単位を上限
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
- ※ 特別支援学校において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限
- 配信側教員は、担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員
※受信側は、原則として当該高校の教員(担当教科外でも可)の立会いの下で実施

② オンデマンド型教育の特例の創設



- 通信の方法を用いた教育(オンデマンド型を含む)により、36単位を上限として単位認定を行うことが可能
- 対象は、疾病による療養又は障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒のみ
※不登校生徒を対象とした既存の特例の対象を拡大するもの

③ 訪問教育における遠隔教育の導入

- 修了要件のうち、1/2未満までを上限
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
- 対象は、療養中及び訪問教育を受ける生徒のみ
- 同時双方向型、オンデマンド型ともに実施可能



1. 多様な学びの場の整備

2. 充実した校内支援体制の整備

3. 切れ目ない支援体制の整備

4. 共生社会に向けた資質・能力の育成

5. 豊かな学習環境

6. その他